

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和43年\*月に20歳に達したと同時に国民年金に加入し、保険料を納付してきた。47年11月に結婚した後も任意加入し、結婚後は転居することが多くなったが欠かさず転居手続も行い、引き続き、保険料を納付してきた。

平成19年ごろに送られてきたねんきん特別便を確認したときに、昭和59年4月から2年間の保険料が未納とされていることが分かった。当時の領収書は紛失しているので確認することができないが、間違い無く保険料を納付していたのに未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人は20歳に達した直後の昭和43年\*月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できる上、申立期間以外の国民年金被保険者期間に国民年金保険料の未納は無く、数回の転居に伴う国民年金の手続を適切に行っていることから、申立人の加入意識及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、当時在住していた市内の金融機関において納付書で納付したと主張しているところ、市役所が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の国民年金保険料の収納は納付書で行っていた記録となっており、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人の夫は継続して同一企業に勤務していることから、申立期間を通じて申立人の経済状況に大きな変化は見られず、納付意識の高い申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと考えても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月及び同年9月

私が20歳になった時に、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、保険料を納付してくれていた。私は、昭和58年10月に結婚したが、結婚後は自分で国民年金保険料を納付するようになり、すべての保険料を納付してきたのに、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間に係る資格取得日及び喪失日の記録が、結婚後の任意加入による再取得（昭和59年9月4日）の記録と共に、同年11月ごろに、社会保険事務所から社会保険庁へ進達されていることが確認できることから、当該時点において、社会保険事務所では申立期間の保険料が未納であることを把握できており、申立期間の過年度納付書が発行されていたと考えても不自然では無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の結婚前の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の父親と共に、国民年金加入期間のすべての保険料を納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人によると、納付意識の高い両親から、国民年金に係る手続及び保険料の納付についてはしっかり行うように言われていたとしている上、国民年金保険料を納付する上で、経済的な問題は無かったとしていることから、申立人が申立期間（2か月）の保険料を納付していたと考えても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月及び同年5月

転職に伴い厚生年金保険の未加入期間が生じたので、市役所の窓口に行き、国民年金の加入手続を妻が行ってくれた。振込用紙の到着を待ったが自宅に届かないので、平成8年6月24日に市役所の窓口で直接現金にて保険料を納付した。それにもかかわらず社会保険庁の記録では、納付したことになっておらず納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の妻が作成したとしている家計簿を見ると、申立期間の国民年金保険料を平成8年6月24日に納付したとする記載がみられ、当時に作成された資料としての信ぴょう性が高い。

また、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立期間前後は夫婦共に厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料を納付する上で経済的に大きな問題はなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は短期間であり、申立人自身のオンライン記録において、厚生年金保険被保険者期間には含まれた1か月（平成17年4月）の国民年金被保険者期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立期間においても国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと考えても不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から46年3月まで

私は、父親から、「20歳になった時から国民年金の保険料を納付しているので、結婚してからも、何があっても納付していくように。」と言われていた。このため、父親の言葉にしたがって、60歳になるまで、国民年金保険料を欠くことなく納付し続けてきた。申立期間の当時は、Aという女性が自宅にやってきて、私たち家族全員の保険料を集金していた。

ねんきん特別便が届き、申立期間が未納であることを初めて知ったが、父親が保険料を間違い無く納付しているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間について保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとするその父親を含め、申立期間において申立人と同居していた家族5人の全員が、申立期間を含む国民年金被保険者期間について保険料をすべて納付しており、申立人及びその家族の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和46年8月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立期間については、過年度納付することが可能な期間である上、申立人の姉によると、「私たちの父親は、私の保険料も20歳から結婚するまで納付してくれた。また、さかのぼってでも保険料を納付するような几帳面な性格で、妹についても私と同じように20歳から保険料を納付しているに違いない。」と証言しており、申立期間の保険料についても過年度納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私の夫は、昭和53年3月に会社を退職し、自営業を始めた。2年ほどして、生活が落ち着いたころ、夫婦一緒に国民年金に加入した。加入手続の際、窓口で、過去の未納期間の保険料を納付できると言われたので、社会保険事務所に電話をかけ、未納分の納付書を送付してもらうよう依頼した。その納付書で、郵便局か銀行で保険料を納付した。

ねんきん特別便が届き、私の昭和53年度のみが未納となっていることを知った。申立期間について夫は納付済みであり、夫婦一緒に納付書を送ってもらって保険料を納付したので、私の昭和53年度の保険料のみを納付していないとは考えられない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月ごろ、夫と一緒にA町で加入手続を行い、その際、過去の未納期間の保険料を納付できると案内されたので、社会保険事務所に電話をかけ、申立人及びその夫に係る未納分の納付書を送付してもらうよう依頼し、その納付書で、郵便局か銀行で保険料を納付したとしているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、夫と連番で同年3月に払い出されている上、同町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫が同年3月6日に加入手続を行った旨の記録が確認できる。また、同町によると、申立期間当時、町役場の窓口では過年度納付書の作成は行っておらず、社会保険事務所へ相談するよう指導していたとしており、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金に加入した以降、国民年金保険料を

すべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票によると、申立期間について、申立人の夫の保険料は過年度納付されていることが確認でき、納付意識の高い申立人が、申立人自身の保険料についても過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年4月から同年6月まで  
② 平成12年6月

私は、昭和51年4月から同年6月までの期間について、領収書等の控えは所持していないが、未納は無いと思うので、納得できません。

また、平成12年6月については、13年5月11日に作成された集合徴収案内状を受け取り、同月22日に社会保険事務所で「未納はおかしい。12年に支払済みでないか。」と調べていただき、職員から「これで、全部済みました。」と聞き、未納は無いと思っていたので、納得できません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月2日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①（3か月）の前後は保険料が納付済みである上、申立人の夫は、申立期間の前後を通じて共済組合員であり、国民年金保険料を納付する上での経済的な問題もなかったものと考えられることから、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然さはない。

一方、申立期間②について、申立人は、集合徴収の案内通知を受け、平成13年5月22日に社会保険事務所へ行ったとしているが、申立人は、当該社会保険事務所で保険料を納付したとまでの記憶は無く、当該期間の直前の期間の保険料を前納した領収書を所持しているものの、当該期間の保険料を納付したとする領収書は所持していない。

また、社会保険事務所で保管する、申立人が主張する平成13年5月22日の



原附（手書きの現金領収証書）からも、申立期間②の保険料を納付したとする記録は見られないなど、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成5年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和59年4月1日にA社に入社し、現在に至るまで同社に継続して勤務しているが、平成5年8月1日付けの人事異動で、同社B支店勤務となった際の社会保険庁の記録が同年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、翌8月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者資格期間が1か月欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の被保険者記録等から、申立人は、A社において昭和59年4月1日から現在に至るまで、継続して勤務し（平成5年8月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及びA社に係る社会保険事務所の平成5年6月の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日に係る誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年7月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成5年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成3年5月1日にA社に入社し、現在に至るまで同社に継続して勤務しているが、平成5年8月1日付けの人事異動で、同社B支店勤務となった際の社会保険庁の記録が同年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、翌8月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者資格期間が1か月欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金が保管する申立人に係る被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録等から、申立人は、A社において平成3年5月1日から現在に至るまで、継続して勤務し（5年8月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の平成5年6月の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日に係る誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年7月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 兵庫厚生年金 事案 1170

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成5年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和63年4月1日にA社に入社し、現在に至るまで同社に継続して勤務しているが、平成5年8月1日付けの人事異動で、同社B支店勤務となった際の社会保険庁の記録が同年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、翌8月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者資格期間が1か月欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金が保管する申立人に係る被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録等から、申立人は、A社において昭和63年4月1日から現在に至るまで、継続して勤務し（平成5年8月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の平成5年6月の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日に係る誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年7月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 兵庫厚生年金 事案 1171

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成13年4月1日にA社に入社して14年3月31日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、退職日を資格喪失日とされたため、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る賃金台帳及び申立人に係るタイムカード並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において平成13年4月1日から14年3月31日までの間、継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳及びA社に係る社会保険事務所の平成14年2月の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日に係る誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年3月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日を61年10月1日、資格喪失日を同年11月1日とし、当該期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年3月31日まで

昭和61年10月1日から62年3月31日までA社に勤務した期間の年金記録が漏れています。61年の年度末の源泉徴収票（給与支払い報告書）を添えて申し立てます。この報告書には、社会保険料10万3,500円（61年10月から12月までの分）の支払いを記録しています。調査してください。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和61年の給与支払い報告書及び元事業主の供述により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる上、当該給与支払い報告書から、申立期間のうち、昭和61年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払い報告書に記載されている社会保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所が保管している申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は昭和61年10月16日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、同年11月21日に同社により、被保険者資格取得取消届が提出されていることが確認できる上、元事業主は、



「61年当時、職員は年俸制とし、常勤であっても社会保険には加入させていなかった。各自、国民健康保険に加入してもらっていた。」と証言しており、その後も、当該社会保険事務所へ資格取得に係る届出は行われていないことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和61年11月1日から62年3月31日までについては、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 1173

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成12年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険被保険者の資格喪失日の届出を、事業主が平成12年7月1日とすべきところを、退職日の同年6月30日と届け出てしまったため、被保険者期間に1か月の空白ができてしまった。事業主側に確認してもらったら、当時の担当者が誤った処理をしていたことが確認でき、事業主側と相談し訂正処理を行うことになった。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び賃金台帳並びに申立人に係る雇用保険加入記録により、申立人は、当該事業所において平成12年6月30日まで勤務していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が保管する平成12年6月の賃金台帳及び同年5月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を、誤って退職日にしてしまった旨の証言をしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険

料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年10月15日から同年12月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を同年10月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成16年3月2日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、平成3年10月15日から同年12月16日までの期間及び平成16年3月2日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月15日から同年12月16日まで  
② 平成3年12月22日から同年12月31日まで  
③ 平成16年3月2日から同年4月1日まで

私は、平成3年10月15日から同年12月31日までの期間についてA社で正社員として勤務した。また、16年3月2日から同年4月1日までの期間についても、B社で勤務したので、確認の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する平成3年10月分及び同年11月分のA社に係る給与明細書及び元同僚の証言から、申立人が同社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年12月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、i) 申立人が所持する平成3年10月分及び同年11月分のA社に係る給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、ii) 元同僚一人は、「私も同年10月15日に入社した。」と証言しているところ、同社における申立人及びその証言を行った元同僚一人に係る社会保険庁のオンライン記録によると、被保険者資格の取得日は、ともに同年12月16日であることが確認できることから、事業主が申立人と元同僚一人に係る被保険者資格の取得日を同年10月15日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が当該二人に係る記録を同年12月16日と記録することは考え難く、事業主が資格取得日を同年12月16日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、事業主が提出した申立人に係る賃金台帳、派遣先管理台帳及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における平成16年2月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失年月日を平成16年3月2日と誤って届出を行ったことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間②について、申立人は、A社において平成3年12月31日まで勤務したと申し立てているが、同年12月の給与明細書を所持しておらず、同月における厚生年金保険料の控除が確認できない上、同社は、当時の人事記録等を保管しておらず、申立人に係る勤務状況は分からないとしている。

また、元同僚に聴取しても、申立人が同年12月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

このほか、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

A社は、私の平成18年6月の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、平成21年3月になって、これを納付していないことに気づき社会保険事務所に届け出たが、時効により保険料を納付することができなかった。

賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成18年6月30日に支給された賞与に係る申立人が所持する給与明細書から、21万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

A社は、私の平成18年6月の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、平成21年3月になって、これを納付していないことに気づき社会保険事務所に届け出たが、時効により保険料を納付することができなかった。

賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成18年6月30日に支給された賞与に係る申立人が所持する給与明細書から、27万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

A社は、私の平成18年6月の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、平成21年3月になって、これを納付していないことに気づき社会保険事務所に届け出たが、時効により保険料を納付することができなかった。

賞与から控除された保険料が保険給付に反映されるよう、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成18年6月30日に支給された賞与に係る申立人が所持する給与明細書から、13万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から24年5月1日まで  
途切れることなく勤務していたので、A社B支店当時の厚生年金記録が漏れていることに納得できない。調査をしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に昭和20年11月1日から53年6月28日まで継続して勤務し(23年9月1日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和24年5月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 兵庫厚生年金 事案 1179

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年6月は4万8,000円、同年7月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月16日から同年8月16日まで

私は、父が急に亡くなり、家業を助けるため、惜しまれながら退職することになった。退職に当たり、昭和45年8月10日支給の臨時ボーナスをもらってから退職するよう、労働組合幹部と副社長からアドバイスを受け、同年8月15日付けで退職したが、B社が保管していた台帳にも同日退職と記入されている。厚生年金保険被保険者記録が同年6月16日までしかないのは間違いなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事発令簿及び年金台帳から、申立人が申立期間にA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年5月及び同年7月の社会保険事務所の記録（同年7月の記録は、随時決定されたものの、後に取り消されたもの）から、同年6月は4万8,000円、同年7月は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る資格喪失日を昭和45年6月16日として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月及び同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行ってお

らず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年3月まで

私は、58歳になったところに、社会保険庁から年金記録の通知書が届き、昭和44年7月から47年3月までの期間が未納となっていることが分かった。

しかし、国民年金手帳を見ると、昭和44年\*月\*日に国民年金の資格取得をしている上、これまでの国民年金保険料の納付状況を見てもらえれば分かるとおり、納付すべき保険料は、すべて納付しているので、社会保険庁の年金記録に納得できず、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月20日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、それ以前に別の手帳記号番号の払出しも確認できない。また、市が保管する被保険者名簿を見ても、申立人の国民年金保険料の納付記録は、申立期間の直後の同年4月以降しか確認できない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人が国民年金に加入したとしている昭和44年7月時点では、申立人を含め、その両親も国民年金に加入していないことが確認できる上、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から53年3月まで

私は、私の両親が、自営業で国民年金に加入していたので、先々のことを考えて、退職の1、2か月後、市役所で国民年金の加入手続を行った。父親が、父親自身と母親と私の保険料を一緒に集金人に支払い、印紙を台紙のような物に貼り付けていた。また、途中から納付書で保険料を支払った。未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月に退職し、その1、2か月後に市役所において、国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその弟の国民年金手帳記号番号は、共に昭和54年2月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入後、しばらくは、集金人に保険料を納付した時、シールのようなものを台紙に貼っていたとしているが、市によると、昭和45年度からは、手帳への印紙貼付を行っていなかったとしており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、所持しているオレンジ色の国民年金手帳を、国民年金に加入した時に貰った唯一の国民年金手帳としているところ、オレンジ色の国民年金手帳は昭和49年以降から使用されており、申立人の主張と相違する上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から57年5月までの期間のうち、1か月又は2か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から57年5月までの期間のうち、1か月又は2か月間

私の母親は、私が昭和53年6月30日に会社を退職し、結婚するまでの同年7月から57年5月までの期間のうち、1か月又は2か月間の国民年金保険料を納付した。私の記憶では、家に来られた集金人に納付したものだと思っていたが、父親や兄に聞くと、納付書だったと言っており、必ずしも集金人ではないかもしれない。その当時、私が母親に年金は将来変わるかもしれないので納付しなくてもいいのではないかと聞いたところ、母親が「それなら返してもらおうか。」と答えたことをはっきりと記憶している。平成9年に社会保険事務所を2回訪れて、年金記録を調べてもらったが、納付記録は無いと言われた。納得できないので詳しく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間のうち、時期は不明であるが、1か月又は2か月間の国民年金保険料を同居の家族の保険料と共に納付したと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親も既に亡くなっているため、国民年金への加入状況や納付方法、納付時期、納付金額など保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和61年10月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに初めて第3号被保険者として国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、この時点では、申立期間については、時効により保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立期間において、申立人の母親が加入手続を行い、上記とは別の

国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から52年3月まで

昭和38年5月に結婚した際に、義父が国民年金の加入手続をしてくれたので、その後は52年4月に厚生年金保険の被保険者になるまで毎月町内会の集金人に国民年金保険料を納付してきた。

申立期間当時、集金人は、国民年金保険料や水道料金等の金額が記載された集金表に基づき集金をしていたが、集金の際に領収書などは発行していなかったため、私は目視で集金票の保険料額等を確認していた。

当時、領収書は受け取っておらず、当時の家計簿も無いので、私が保険料を納めたことを証明できる書類は無いが、集金人に保険料を納めてきたことは間違い無いので、私の年金記録を訂正していただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、義父が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているものの、義父は既に亡くなっているため、申立人の国民年金の加入状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年1月20日以降に払い出されていることが確認できる上、申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続をしたとする38年5月ごろに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、61年1月時点では、申立期間は時効によりさかのぼって国民年金保険料を納付できない期間である上、社会保険庁の記録によると、申立期間は未加入期間であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を水道料金等と一緒に納付していたので申立期間に係る国民年金保険料額を覚えていないとしている上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から平成2年3月まで

A市役所から保険料の納付案内を受けたので、市で加入手続を行った。加入手続の時、窓口か郵便で手帳を受け取ったように思う。手帳は1冊しかなかったが、今は所持していない。昭和63年まではA市に住んでいて、63年ごろからB市に転居した。60歳を迎え保険料を納付する必要が無いとされた際に、65歳から年金が受給できるからと勧められてまとめて保険料を納付したことがあった。何年分か忘れたが、3万いくらか、5万いくらか、2万いくらか役所の人のおりに納付した。納付書は横に長く縦10センチくらいだった。

私の記憶では、B市に住んでいる時にA市に住んでいた時期の保険料を納付した。5年間さかのぼって保険料が納付できると言われたので納付したことを覚えている。申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者資格の取得・喪失及びB市への転居を行っているが、同資格の喪失後の国民年金への再加入手続及び同市での国民年金の加入手続並びに保険料の納付方法、納付時期、保険料額等についての記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和63年ごろにA市からB市に転居した後、申立期間のうち、A市に居住していた時期の国民年金保険料を5年間さかのぼって納付したとしているが、申立人の戸籍附票によると、申立人がA市からB市に転入したのは61年9月30日であることが確認でき、申立人の記憶と相違する

上、第3回特例納付（53年7月から55年6月まで）が実施された以降は、5年間の保険料をさかのぼって納付することは制度上、困難であり、申立人が当該保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人の夫についても、申立期間において、国民年金保険料が納付された事実は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月ごろから 56 年 5 月ごろまで

平成 10 年に自分の公的年金を受給するために社会保険事務所へ申請手続に行った際に、今回申し立てた A 社の記録が無いと告げられたが、同社に勤務中は健康保険証も交付してもらって、医院で健康保険証を使って診察を受けた事実があるので、厚生年金保険に加入していたはずであり事実確認をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立内容及び元事業主や複数の元同僚等の証言から、申立人が申立期間において、A 社に在籍していたことはいくつかあるが、複数の元同僚からは、申立人が申立期間に当該事業所において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、元事業主は、「同社は既に廃業しており、関係資料を保管していない。」としている。

また、元事業主は、当初、「申立人は請負で厚生年金保険に加入せずに勤務した。」と証言していたが、その後、「申立人が、A 社において政府管掌健康保険に加入し、整理番号が \* 番から \* 番辺りの健康保険証を所持していたことを覚えている。政府管掌健康保険に加入しているのだから厚生年金保険にも加入していたはずである。」と証言している。しかし、社会保険事務所が管理する同社に係る厚生年金保険被保険者原票の記録を見ると、整理番号 \* 番から \* 番の資格取得日は、昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 2 月 1 日までの間（申立期間より 5 年以上前の期間）であることが確認でき、当該証言に信ぴょう性があるとは判断し難い上、元事業主は、「申立人が在籍した期間については、はっきりとは覚えていない。」とも証言していることから、申立人に係る在籍期間の特定もできない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立期間については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 13 日から 44 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月 13 日から 44 年 6 月 1 日までの間、A社B支店で勤務し、厚生年金保険の被保険者として保険料を負担していた。この勤務と連続し、同日の 44 年 6 月 1 日からC社に入社した。A社B支店で勤務していた期間の厚生年金保険については、同年 9 月 29 日に脱退手当金が支給済みであるとの回答を受け取ったが、当時一度も年次有給休暇を取得することなく過ごしていたし、脱退手当金の請求手続をした記憶は全く無い。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所において、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定並支給伺が保管されており、同裁定請求書には、「受付 第\*号 昭和 44 年 9 月 10 日 社会保険事務所」、「支払済 昭和 44 年 9 月 29 日」の押印が確認できる上、同裁定並支給伺には、申立人の当該事業所に係るすべての被保険者期間を対象として脱退手当金が裁定されていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 9 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿の備考欄においても、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が確認でき、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 26 日から同年 12 月 24 日まで

私は、事業主から保険料の負担が大きいので厚生年金保険の資格を喪失するように言われた際、事務担当者から自分で保険料を負担すれば任意加入できる説明を受け、事務担当者が資格喪失後すぐに手続したにもかかわらず、6か月の空白期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

第四種被保険者制度は、厚生年金保険被保険者期間が10年以上ある者が被保険者資格を喪失したときに、老齢厚生年金を受給するのに必要な資格期間(20年)を満たしていない場合に、受給資格期間を満たすまで資格喪失後も引き続き被保険者となることができる制度である。申立人が第四種被保険者資格を取得したと主張する昭和57年6月26日時点において、申立人の厚生年金保険被保険者期間は11年4か月であり、申立人は、第四種被保険者資格の加入要件を満たしていることになる。

しかしながら、申立人は、A社の事務担当者から第四種被保険者の加入に係る説明を受け、担当者にその手続を依頼したとしており、自分自身で第四種被保険者に係る加入手続は行っていないとしているところ、同社で社会保険の事務を担当していた元従業員によると、第四種被保険者についての知識もなかったため、申立人にその説明はしていないとしている上、同社の被保険者記録を有するすべての被保険者について、社会保険庁の記録を見ると、申立人のほかに資格喪失後に第四種被保険者資格を取得した者は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する第四種被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和57年12月24日に厚生年金保険第四種被保険者資格を取得したことが確認でき、資格喪失予定日として、老齢厚生年金を受給するために必要な20年



の被保険者期間を満たす昭和 66 年 8 月 1 日の日付が確認できる上、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の厚生年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 27 日から 41 年 6 月 14 日まで

記憶ではあるが、昭和 40 年 5 月 27 日から 41 年 6 月 14 日までの 13 か月の厚生年金保険の記録が無い。この期間については、無収入の状態では生活できる家庭環境ではなかったため、無職であるはずがなく、A社に在籍して勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立内容、複数の元同僚等の証言及び申立人の所持する社員旅行の写真等から、申立人が申立期間において、A社に在籍していたことはいくつかある。

しかしながら、元同僚二人は、A社における厚生年金保険に関する事務取扱いについて、「同社では、入社したから必ず厚生年金保険に加入させるという取扱いではなく、厚生年金保険に加入した者と加入しない者が混在していた。厚生年金保険への加入については、在籍期間や本人の希望等を勘案していたように思う。」と証言しており、各々の厚生年金保険への加入について、一人は、「私は、昭和 35 年から同社に在籍したが、厚生年金保険に加入したのは 39 年 11 月からである。」、別の一人は、「私は、同社が法人登記する 36 年 2 月 1 日より前の個人事業の時から在籍しているが、厚生年金保険に加入したのは 37 年 2 月からである。」と証言している。

また、複数の元同僚の証言から、申立人の父親が、A社が法人登記する前の昭和 20 年代から同社に在籍して勤務したことを推認することができるが、当該父親が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、38 年 12 月からであることが社会保険事務所の記録から確認できることから、当該事業所においては、元同僚二人の証言どおりの事務取扱いがなされていたことが推認できる。

さらに、複数の元同僚からは、申立人が申立期間にA社において厚生年金保

険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、同社は既に廃業しており、元事業主の所在も不明であることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない上、同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間において申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 1184

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和27年8月26日から同年10月1日まで

昭和27年3月に高等学校を卒業して、同年4月1日からA社に入社しました。同年9月30日まで勤務いたしました。その後6か月間の失業給付をいただきました。調査の上、年金記録の訂正をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、元同僚の証言から、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和34年2月に全喪しており、元事業主も既に死亡していることから、申立期間①当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間①について申立人が勤務していたことを証言した元同僚も、「当時、当該事業所においては、入社当初から社会保険には加入させていなかったと思う。」と証言している。

#### 2 申立期間②については、上記の元同僚を含め4人の元同僚から、当時の状況を聴取したが、申立人が当該期間に勤務していたことについての証言等を得ることができない。

#### 3 さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①より前の昭和27年2月1日から申立人の資格取得日である同年5月1日までの間に42人が資格取得しているものの、その間の整理番号には欠番が無く、また、申立人が資格喪失した同年8月26日から申立期間②の終期である同年10月1日までの間には3人が資格取得してい

るものの、その間の整理番号にも欠番が無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月20日から28年10月20日まで

私は、夜間高校在籍中に公共職業安定所の紹介を受け、昭和26年1月20日にA社に入社した。以降、29年2月に他社に転職するまで、夜は学校に通いながら、昼は日額200円の賃金で日雇い労働者として働いていた。

社会保険庁の記録によると、A社における私の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和28年10月21日となっているが、26年1月20日の間違いなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員調書及び在職証明書から、申立人が、申立期間のうち、昭和28年9月21日以降、同社に在籍していたことは確認できるものの、同日以前の在籍は確認できない。

また、社会保険庁の記録により、昭和26年1月から28年10月までの間に、その一部の期間でもA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員を把握し、28人に照会したところ、回答があった19人全員が申立人のことを記憶していないことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できず、在籍していた期間の勤務状況もうかがえない。

さらに、複数の元従業員の供述及び社会保険庁の記録により、申立期間当時、事業主は、従業員の入社と同時に厚生年金保険の手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月25日から21年4月1日まで

私は、戦時中、A社に勤務していたが、昭和20年4月に、B市のC社に異動した。

非常に大変な時期であったので、国のためと思えばこそ、防空壕に避難しながらもD市からB市まで通勤し、仕事を続けることができたと思うが、社会保険庁の記録によると、私のC社における厚生年金保険の加入記録は昭和21年4月1日からとなっており、それまでの1年間について加入記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び元同僚の証言から、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和21年4月1日であり、申立人は同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、申立人のほかに、A社又は別の会社からそれぞれC社に異動した元従業員二人についても、異動前の事業所において被保険者資格を喪失後、C社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは同日となっていることが確認できる。

また、申立期間当時におけるC社の元従業員に聴取しても、当該事業所が適用事業所となる前に、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言は得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無く、ほかに、申立人の



給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 10 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 6 月 30 日から 34 年 4 月 20 日まで

私は、昭和 30 年 3 月に中学を卒業して、学校の紹介で A 社に同年 4 月に入社し、同時に入学した高等学校(定時制)に通学しながら、34 年 4 月まで勤めた。健康保険証はもらっていたし、退職後失業手当も受け取った。同社で勤務した期間の厚生年金保険被保険者期間が 1 か月しかないのはおかしいので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 4 月 10 日から 34 年 4 月 20 日までの間、A 社で勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人の同社に係る被保険者資格取得日は 30 年 6 月 1 日、同資格喪失日は同月 30 日となっており、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

また、A 社健康保険組合が保管する厚生年金保険に係る「被保険者台帳」における申立人の記録を見ると、申立人の資格取得日は昭和 30 年 6 月 1 日、資格喪失日は同月 30 日となっており、被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①については、被保険者名簿により、昭和 30 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している者が 28 人確認でき、そのうちの 9 人に聴取したところ、いずれも当該資格取得日より前(同年 4 月 1 日又はそれ以前)に入社したと証言している上、申立人と同期入社複数の元同僚は、「厚生年金保険の被保険者資格の取得日より前は臨時採用で、同日から本採用になった。厚生年金保険に加入していないときは、保険料は控除されていなかった。」と

証言していることから、A社では、試用期間を設けており、当該期間終了後、社員を厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

加えて、申立期間②については、申立人は、A社での在籍期間（4年間）のうち、前半の2年間はB課に、後半の2年間はC課に所属していたとしており、申立人が在籍していたことを証言する元同僚が一人いるものの、当該元同僚は、申立人と同じ中学校から同時（昭和30年4月）に入社し、同年7月に退職したとしている。また、申立人と同時期入社で、入社後最初にB課に配属された元従業員、申立期間当時同課に所属していた申立人の4年先輩の元従業員、及び申立人の1年先輩で昭和29年8月から平成5年2月までC課で働いていた元従業員は、いずれも申立人のことを覚えていないと証言しており、申立人の同社における勤務状況は不明である。

このほか、被保険者名簿を見ても、厚生年金保険の被保険者番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も無い上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年ごろから 35 年 8 月 4 日まで

A社からB社に派遣されて、勤務していた。昭和 33 年ごろから働いていたはずなのに、35 年 8 月からしか厚生年金保険の記録が無いのはおかしいと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 33 年ごろに入社したとしているが、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の被保険者資格取得日は 35 年 8 月 4 日、同記号番号の払出日は同年 9 月 12 日であることが確認できる。

また、申立人は、A社に入社後すぐにB社に派遣されて働き始めたときには、主任である元同僚は既に勤務していたと主張しているところ、当該元同僚は同社において昭和 35 年 6 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該元同僚も、自身の年金記録に間違いは無いと証言していることから、申立人が同社に入社した日は、同日以降であると考えられる。

さらに、A社の元事業主及び申立人が勤務した職場の元主任は、申立人のことを覚えているものの、勤務期間までは覚えていないとしている上、同社の総務関係業務を担当しているC社では、申立人に係る関係資料を保管していないため、申立人の勤務期間を特定することはできない。

加えて、申立期間当時のA社の元事務担当者は、「厚生年金保険の加入手続をする前に、給料から保険料を引くことはない。」と証言している。

このほか、被保険者名簿を見ても、健康保険の番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は無の上、申立人が申立期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月から23年2月まで  
② 昭和23年8月から28年7月まで  
③ 昭和29年5月16日から同年11月15日まで

私は、昭和21年3月に学校を卒業してから半年ほどして、A社に就職した。一時的に退職したが、その半年ほど後に当時の社長から勧められて、今度はB職として復職した。

ねんきん特別便を見ると、私がA社で勤務していた期間のうち、最初からの期間や、途中の期間についても厚生年金保険の加入記録が抜け落ちているので、勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、複数の元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元同僚の多くは、A社で勤務を始めた日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致しないとしている上、社会保険庁の記録により、申立人と同様に昭和28年7月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の元同僚が、「入社時は厚生年金保険への加入は任意であり、27年から30年ごろまでに強制になった。」と証言していることから、同社では、申立期間①及び②の当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①及び申立期間②のうち昭和23年8月から26年5月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は無い上、申立期間①及び②を通じて同名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落

をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間③については、複数の元同僚の証言及び商業登記簿から、申立人が取締役としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人のほかにも、元取締役及び複数の元従業員について、同社に在籍していたことが推認できる期間において、厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同社では、しばしば、取締役、従業員の区別無く、在籍期間において厚生年金保険被保険者資格を喪失させる手続きを行っていたことがうかがえる。

また、元事業主は、関係資料が残っておらず、申立期間③当時の状況が不明であるとしており、厚生年金保険料の控除の有無を含む当時の状況について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 38 年 8 月 1 日から A 社で取締役として、事務手続等を行っていたため、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのは納得いかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、A社の取締役として、社会保険の手続事務を自身が行っていたと供述しているものの、社会保険庁の記録どおりの被保険者資格取得の届出は行っていないとしている。

また、A社が保管していた「昭和 38 年 8 月 1 日現在の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」には、申立人の氏名やその標準報酬月額等の記載が確認できることから、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを主張している。

しかしながら、上記の「昭和 38 年 8 月 1 日現在の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」を見ると、i) 社会保険事務所の所長印が確認できるものの、受付の日付が確認できないこと、ii) 申立人の決定された標準報酬月額は 6 万円と記載されているが、これは申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級を超えるものであること、iii) 健康保険被保険者証番号 \* 番から \* 番までの被保険者について、従前の標準報酬月額が確認できるが、これらの被保険者の資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録によると、同 \* 番と \* 番は 39 年 1 月 1 日、(申立人の) \* 番は同年 4 月 1 日、\* 番は同年 10 月 31 日であり、いずれも 38 年 8 月 1 日以降であることが確認できること、iv) 申立人の従前の標準報酬月額は 3 万 6,000 円であり、当該通知書で決定された標準報酬月額は 6 万円であるところ、社会保険庁のオンライン記録による



と、申立人の標準報酬月額が3万6,000円から6万円に改定されているのは、40年10月1日であることが確認でき、健康保険被保険者証番号\*番から\*番までの被保険者の標準報酬月額についても同様に、40年10月1日に改定されていることが確認できることなどにより、当該通知書については、同年8月1日現在における記載がなされたものと推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、昭和36年5月27日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年4月1日に同資格を喪失した後、申立期間直後の39年4月1日に同資格を再取得していることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険記号番号は36年5月27日と39年4月1日に払い出されていることが確認できる上、社会保険庁が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票を見ても、再取得日は同日であることが確認できる。

さらに、当該原票の整理番号に欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、A社において申立期間に勤務し、所在が確認できる唯一の元従業員から聴取しても、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言や証拠は得られず、当時の状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月10日から34年1月1日まで

私は、昭和32年3月に公共職業安定所の紹介により、A社に就職した。給料は現金支給で、給与明細書を渡されたことは無かったが、事務担当者から入社月の給与より厚生年金保険料を控除していると言われたことを記憶している。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間当初ごろから、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和34年1月1日である上、申立人が記憶している元同僚5人の厚生年金保険記号番号は、申立人と連番で同日に払い出され、すべての者が同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社における当時の給与計算担当者によると、厚生年金保険の適用を受ける前である申立期間の申立人の給与からは、厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

さらに、A社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在が確認できる元従業員一人に申立人の厚生年金保険の加入状況及び社会保険料の控除について照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたこと及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該事業所の当時の代表取締役は既に死亡しており、当該事業所に資料が保存されていない等、申立てに係る事実を確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から48年4月まで

A社に勤めていた時の同僚の何人もが、同社での厚生年金保険の記録があり、その分の年金をもらっている。当時、会社の経理事務をしていた人に連絡を取ったら、私も年金をもらえるはずだと言われたので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が、申立期間にA社で勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見られない。

また、当該事業所の事業主は既に死亡しているため、証言を得ることができない上、申立人が在籍していたことを証言する元同僚からも、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言までは得ることができない。

さらに、申立期間当時の当該事業所の元事務担当者は、「厚生年金保険の手続や毎月の保険料の計算については、社会保険労務士に依頼していたので、私自身は覚えていない。」と証言している上、申立人自身も、当該事業所から健康保険証を受け取ったこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて、明確に記憶していない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は申立期間の前後を通じて、その妻と共に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。